

令和3年第12回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年3月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分から午後2時26分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿恵子 君	16番	佃 徹 君	
	17番	田 村 秀 司 君	18番	木 村 勝 彦 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和3年第12回 美幌町農業委員会総会
令和3年3月25日 午後1時30分開会

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第20号 第4回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第21号 第3回 農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 | 報告第22号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 | 議案第49号 美幌町農用地利用関係調整規程等に規定する目標面積の見直しとあわせ調整時の経営面積の考え方について |
| 日 程 第 9 | 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第10 | 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第11 | 議案第52号 農地転用事業計画に係る変更承認申請について |
| 日 程 第12 | 議案第53号 現況証明願について |
| 日 程 第13 | 協議第5号 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第12回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号5番 安藤委員、同じく議席番号6番 高崎委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思っておりますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
会 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第20号「第4回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	第4回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和3年2月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉 豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美 様。記。1、案件(1)令和3年度 美幌町 農業委員会 総会日程 及び農地法 許可 申請書等の提出期限について。2、開催日時 令和3年2月25日、木曜日、午後3時23分から午後3時30分。3、開催場所 議会 第1、第2 議員控

室。4、出席者 わたくしほか計9名、千葉会長、事務局、矢野 総務担当主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

総務担当主査

会議結果についてご報告致しますので議案参考資料1ページをご覧ください。
(1) 令和3年度 美幌町農業委員会総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限につきましては基本的に総会は毎月25日開催とし、土日などの休日の場合はその前後に行うものとしております。また、不測の事態等により、その日程で行うのが困難な場合は適宜、日程変更も行うものとして、議案参考資料1ページの日程案を提案し、承認されております。ご説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第20号「第4回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、報告第21号「第3回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。

農地部会長

第3回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。

令和3年2月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本 恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美 様。記。1、案件(1)美幌町の賃貸料情報について。(2)その他。2、開催日時 令和3年2月25日、木曜日、午後3時25分から午後3時35分。3、開催場所 議会委員室。4、出席者 わたくしほか計8名、事務局、佐々木事務局長、荒木総務担当。5、会議結果につきましては事務局より説明をお願い致します。

事務局長

会議結果についてわたくしからご説明申し上げます。議案7ページをご覧ください。
(1)「美幌町の賃貸料情報について」。農地法第52条では「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされており、年1回公表しています。今回は令和2年1月1日から12月31日までの賃貸料情報について、別表のとおり公表してよろしいかお諮りするものでございます。参考資料の2ページをお開き願います。

表題は美幌町の賃貸料情報。美幌町で実際に契約された農地賃貸料(10a=1反当り)でございます。公表しますのは2ページに掲載してあります表でございます。表の見方ですが、左端に「田」と「畑」の2段書きで各地区を掲載しております。そのすぐ右横には「平均額」を掲載しております。さらにその横、表の中央には「最高額」を掲載し、一番右に「最低額」を掲載し、過去3年間分の情報を掲載しております。議案7ページにお戻りください。中段になります。集計しているデータは農用地利用集積による賃貸借の賃料、農地法第3条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料は除外しています。これは、個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両方で協議して決めるのが一般的であります。個人が法人に貸付している場合は両方で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで、参考にならないため、そのデータは除外してあります。参考資料2ページにお戻りください。一番下の※印になります。「集計に当たっては、調整前の平均値の170%以上と30%以下の賃料は除外しています」という意味はその地区の平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様へ情報提供する意味において、その妨げとなることから除外してありますという意味でございます。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様へ参考、目安にしてもらうためのもので、農業委員会がこうしてくださると指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いた

	<p>だきましたら町のホームページで公表致します。以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第21号「第3回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、報告第22号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
総務担当	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案8ページの3法人でございます。</p> <p>【議案書に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第22号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第49号「美幌町農用地利用関係調整規程等に規定する目標面積の見直しとあっせん調整時の経営面積の考え方について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>議案第49号美幌町農用地利用関係調整規程等に規定する目標面積の見直しとあっせん調整時の経営面積の考え方についてをご説明致します。参考資料は3ページをご覧願ひいます。昨年12月から先月の2月までおよそ3カ月間に渡り、全委員にてご協議いただきました内容について議案として審議を求めるものでございます。記以下についてご説明致します。(1)美幌町農用地利用関係調整規程第3の4及び美幌町農地移動適正化あっせん基準第6の1に規定する目標面積の見直しを行うものとする。現行規定では、既に目標面積を超えている経営体がいるため、参考資料3ページのとおり、農業委員会独自の目標面積を設定することとしたい。(2)あっせん調整時の経営面積の考え方について、あっせん調整において、複数戸法人が農地の受け手を希望した場合、他の希望者の経営面積と比較する際は複数戸法人の経営面積に0.8を乗じることとしたい。なお、新規の複数戸法人の創設の際は、改めて審議するものとする。(3)2つの見直しについては令和3年4月1日から施行、適用致します。以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、「美幌町農用地利用関係調整規程等に規定する目標面積の見直しとあっせん調整時の経営面積の考え方について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用</p>

土地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。
内容番号84号。

総務担当主査 はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は18件で内容につきましては農業公社からの貸付が6件、再貸付が12件となっております。

それでは内容番号84号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧くださいます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他〇〇名、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧くださいます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年3月31日までの5年間、利用調整日は令和3年3月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11番 内容番号84号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 ご異議なしと認め、内容番号84号は適当と認めます。
内容番号85号。

総務担当主査 内容番号85号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧くださいます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年3月31日までの5年間、利用調整日は令和3年2月18日でございます。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11番 内容番号85号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で畑作四品の作付けと肉用牛を飼育しており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 ご異議なしと認め、内容番号85号は適当と認めます。
内容番号86号。

総務担当主査 内容番号86号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧くださいます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和13年3月31日までの10年間、利用調整日は令和3年2月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号86号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、カボチャ、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。
内容番号87号。

総務担当主査

内容番号87号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号87号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は本年1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。
内容番号88号。

総務担当主査

内容番号88号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年3月31日までの5年間、利用調整日は令和3年3月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号88号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号88号は適当と認めます。

内容番号89号から90号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号89号から90号につきまして一括ご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他〇〇名、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

内容番号89号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和3年2月19日でございます。内容番号90号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和3年2月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号89号と90号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を。〇〇さんは家族2人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号89号から90号は適当と認めます。
内容番号91号。

総務担当主査

内容番号91号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号91号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は本年1月総会において、〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号91号は適当と認めます。

内容番号92号。なお、内容番号92号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当主査

内容番号92号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団

法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案18ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号92号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も本年1月総会において、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と玉ねぎと人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号92号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号93号。

総務担当主査

内容番号93号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号93号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も本年1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎと人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号93号は適当と認めます。
内容番号94号。

総務担当

内容番号94号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号94号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は本年1月総会において、〇〇の〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で玉ねぎと人参と小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号94号は適当と認めます。
内容番号95号。

総務担当 内容番号95号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和8年1月23日までの5年間、利用調整日は令和3年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号95号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は本年1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号95号は適当と認めます。
内容番号96号。

総務担当 内容番号96号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和6年3月31日までの3年間、利用調整日は令和3年3月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号96号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦と甜菜、野菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号96号は適当と認めます。
内容番号97号。

総務担当	<p>内容番号97号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和13年3月31日までの10年間、利用調整日は令和3年2月18日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号97号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で甜菜、馬鈴薯、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号97号は適当と認めます。 内容番号98号から101号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号98号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 (〇〇委員 退席)</p>
総務担当主査	<p>内容番号98号から101号につきまして一括ご説明致します。参考資料は18ページと19ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年3月26日から令和13年3月31日までの10年間、利用調整日は令和3年3月8日でございます。 内容番号98号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号99号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号100号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号101号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
13 番	<p>内容番号98号から101号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参と長芋、〇〇さんは家族3人で畑作三品を、〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎ、〇〇さんは家族2人で畑作三品と玉ねぎのほか、肉用牛の飼育をし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号98号から101号は適当と認めます。</p>

(○○委員 入席)

議 長

議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号33号。

総務担当主査

内容番号33号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件は個人から法人への売買案件でございます。

譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○、面積は○○㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種類は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号33号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は○○さんが代表取締役を務める法人に使用貸借していた農地の一部を法人に売買するものです。○○さんは法人化し、畑作三品のほか野菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月16日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。
議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第11、議案第52号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。
内容番号4号。

総務担当主査

内容番号4号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。本件は一番右の摘要欄に記載のとおり、昨年3月総会で審議し、6月19日に許可いたしました○○の小麦、豆類の選別・貯蔵施設の建設に係る農地法第5条転用案件でございます。その転用事業計画に係る変更承認申請ですが議案の右から2つ目の変更申請理由欄に記載のとおり、当初の計画では小麦と豆類の集荷量がバランスよく増加していく見込みであったが令和3年度の小麦の集荷量が計画より大きく増える見込みでその反面、豆類の集荷量が大きく減る見込みとなったため、豆類を保管する低温倉庫の建設を見送り、小麦を保管する常温倉庫を増設する計画に見直しするとともに工事期間についても、1年延長するものがございます。変更の詳細につきましては議案の21ページに見開きで当初計画と変更後の計画を掲載しております。当初では第2期の令和3年度に倉庫と低温倉庫を1棟ずつ建設する計画でしたが、それを第2期の令和3年度に倉庫2棟に変更、更に第3期の令和4年度に倉庫を1棟建設する計画に変更されております。続いて、参考資料の25ページをご覧ください。こちらは計画変更後の詳細な図面となっております。左側は昨年建設され

	<p>た事務所兼倉庫となっており、右側の太い黒枠の部分が令和3年と、令和4年の工事箇所です。第2期令和3年と書いてある部分が倉庫2棟で第3期令和4年と書いてある部分が倉庫1棟、ほか工作物となっておりますのでご覧いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。</p> <p>議案第52号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第53号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号14号。</p>
総務担当	<p>内容番号14号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号14号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この土地は〇〇さんの住宅への出入口となっているため、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを3月12日、小林委員、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。</p> <p>議案第53号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第13、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第5号についてご説明致します。本件は3月10日付けで美幌町長から、町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので、農用地区域からの除外が1件でございます。</p> <p>除外の内容番号12号についてご説明致します。議案は23ページ、参考資料は27ページをご覧ください。本件は先の議案第53号現況証明願についての内容番号14号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は今後、現在の住宅がある宅地内に新築住宅を建設するときに合わせて、道路への通路を拡張するためでございます。今後の予定ですが、本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これを持ちまして第12回美幌町農業委員会総会を閉会致します。 (ブザー)
議 長	ご苦勞様でした。

閉会 午後2時26分